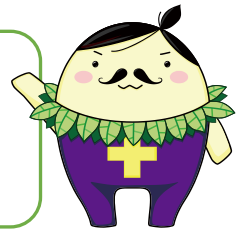




高齢者補聴器購入費助成について



大郷町では、加齢により耳が聞こえにくく、日常生活に不便を感じている住民税非課税世帯の高齢者に対し、補聴器購入費用を助成します。

事前に制度の説明と対象要件の確認を行った上で申請書等をお渡ししますのでご相談ください。

【対象要件】

次のすべての要件に該当する方へ助成します。

- 大郷町に住民登録がある満65歳以上の方
- 住民税非課税世帯に属する方(世帯員全員が住民税非課税)
(申請が4月～6月の場合は、前年度の住民税で判断します。)
- 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない方
- 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(診療情報提供書または医師の意見書)を受けられる方
- 過去にこの助成金を受けていない方

【助成金額】

補聴器購入にかかる費用に対し、片耳、両耳問わず30,000円を上限に助成します。

- ・助成を受けられるのは一人1回限りです。(3万円に満たない場合でも残額の再申請は不可)
- ・専門業者(認定補聴器専門店、認定補聴器技能者)から購入した補聴器本体と附属品に限ります。
- ・修理代、文書料、診察料(受診料)は対象になりません。

【注意事項】

- ・助成申請後、町から交付する「高齢者補聴器購入費助成交付決定通知書」が届いてから補聴器を購入してください。(交付決定を受ける前に購入したものは、対象外となります。)

【裏面をご覧ください】

～～手続きの流れ～～

①町へ相談

保健福祉課窓口にご相談ください。その際、町が助成要件を確認し、申請書等をお渡しします。

②耳鼻咽喉科の受診

耳鼻咽喉科を受診し、医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、「補聴器適合に関する診療情報提供書」または「医師の意見書」を作成してもらいます。

受診料、検査料、文書料等は自己負担になります。

③見積書の入手

②で医師からもらった書類をもとに「認定補聴器専門店」または「認定補聴器技能者」に見積書を作成してもらいます。

④申請書を提出

保健福祉課へ申請書を提出します。

添付書類：補聴器適合に関する診療情報提供書または医師の意見書

見積書（宛名が申請者のもの）

技能者作成の場合、認定補聴器技能者カードの写し

⑤助成決定

町が申請書を審査後、申請者へ助成金交付決定通知書を送付します。

⑥補聴器の購入

決定通知書を確認し、補聴器を購入します。

必ず見積書に記載された補聴器を、見積書もらったお店で購入してください。

⑦助成金請求書を提出

保健福祉課へ助成金請求書を提出します。（交付決定を受けてから2か月以内に提出）

添付書類：領収書（宛名が申請者のもの）

振込先口座のわかる通帳の写し等（申請者名義に限る）

⑧助成振込

請求書提出後、14日程度をめぐりに町から助成金が振り込まれます。

【お問い合わせ先】
大郷町役場保健福祉課 長寿介護係
TEL 022-359-5507